

令和 7 年 9 月
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 7 年 8 月 2 1 日

令和7年9月 愛荘町議会定例会 議事日程

令和7年8月21日 午 時 分開会
 令和7年8月21日 午 時 分開議

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

番	君	番	君
---	---	---	---

日程第 2 会期の決定

会 期 自 令和7年8月21日
 至 令和7年 月 日 (日間)

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提案趣旨説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 4 号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 7 議案第47号 愛荘町まちじゅう読書の条例

日程第 8 議案第48号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第49号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第50号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第51号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第52号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第53号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第54号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第55号 令和6年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第16 議案第56号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第17 議案第57号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第18 議案第58号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 19 議案第 59 号 令和 6 年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める
ことについて

日程第 20 議案第 60 号 令和 6 年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

(令和 7 年 月 日 午 時 分 閉会)

承認第4号

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和7年7月31日

愛荘町長 有村 国知

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）

議案第47号

愛荘町まちじゅう読書の条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町まちじゅう読書の条例

(目的)

第1条 この条例は、愛荘町まちじゅう読書の宣言（平成21年3月5日議決）に定めるまちじゅう読書の趣旨にのっとり、町民の読書活動の推進のための基本理念を定めるとともに、町民、町、学校等（町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、県立学校をいう。以下同じ。）の取組を明らかにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 読書は、言葉や知識を学ぶ基礎となり、感性、表現力、創造力を豊かにするとともに、寛容性や文化を愛する心を育み、人格を陶冶し、心豊かで愛あふれる町の実現に寄与することから、町民があらゆる機会にたのしく主体的に読書に親しむ町民文化の醸成と環境づくりに努めるものとする。

(町民の取組)

第3条 町民は、日常生活の中で読書に親しむとともに、みんなで読書をたのしむことができるよう、町立図書館（以下「図書館」という。）の活用や読書活動への参加に努めるものとする。

2 家庭や地域においては、こどもの読書を応援するため、こどもとともに乳幼児期から読書に親しむことができるよう、読書の時間を大切にすることに努めるものとする。

(町の役割)

第4条 町は、第2条に定める基本理念にのっとり、たのしみながら本にふれることができる機会を増やすよう、町民の読書活動の推進に関する施策を実施する役割を有する。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、みんなで読書をたのしむとともに、こどもの読書を応援するため、図書館と町民、学校等との連携によるまちじゅう読書活動の推進を行うこととする。

(学校等の取組)

第5条 学校等では、たのしく読書に親しむとともに、読書習慣の育成につながるよう、読み聞かせや読書の時間の確保に努めることとする。

2 前項の実施にあたっては、図書館と連携して実施するとともに、小学校および中学校では学校図書館を活用した読書推進活動の実施に努めることとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第6条 町が実施する読書活動の推進に関する施策の実施および読書活動に関する取組については、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(読書推進月間)

第7条 読書活動に関する町民の関心および理解を深めるとともに、町民の積極的な読書活動の振興のため、毎年11月を愛荘町まちじゅう読書推進月間とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年愛荘町条例第36号）の一部
を次のように改正する。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」
を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、愛荘町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の措置
を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出
職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生
時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に
係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 愛荘町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る
子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の
日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支
障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」と
いう。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児
期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第49号

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の育児休業等に関する条例（平成18年愛荘町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および第2項の」を「から第3項までおよび第5項の」に改める。

第19条第2号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」の前に「第1号」を加え、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間のすべてについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業に残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数のすべてについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の愛荘町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第55号

令和6年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和6年度愛荘町一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第56号

令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第57号

令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第58号

令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第59号

令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第60号

令和6年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

愛荘町長 有村 国知

令和6年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて
令和6年度愛荘町下水道事業会計決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。